

別 に 定 め る 事 項

関係条項	内 容
<p>第3条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施報告書 第1号様式 ・ 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し（発注・納品・支払いの日付、内容が確認できるもの） ・ 補助対象経費にかかる稼働車両数が確認できる書類 ・ その他必要と認める書類 <p>(注1) 領収書等により補助対象経費に該当することを確認できない場合は、請求書や納品書等支払いの内容が確認できるものを併せて提出 (注2) 第1号様式の提出をもって第3条に定める収支予算書（様式第1号別記）及び誓約書（様式第1号の2）の提出を省略できることとする。 (注3) 交付申請をもって実績報告があったものとみなす。</p> <p>(指定期日) 令和5年2月10日</p>
<p>第7条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更) —</p> <p>(軽微な事業内容の変更) —</p> <p>(添付書類) —</p> <p>(指定期日) —</p>
<p>第9条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等) —</p>
<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類) —</p> <p>(指定期日) —</p>
<p>第19条第1項 (財産の処分制限)</p>	<p>(財産の処分期限)</p> <p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数等の期間（5年間）</p> <p>ただし、上記期間中でも、使用に耐えられなくなったタイヤを廃棄（転売等を除く）する場合は、知事の承認を不要とする。</p>

